特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成２４年２月１７日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第１　競争入札に付する調達の内容

１　委託名

運用支援等業務委託

２　委託内容

サーバの運用及び管理業務並びに共通端末機器の操作又は障害に対する支援及びこれらに対する相談業務

３　委託期間

平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで

４　履行場所

奈良市登大路町３０番地　奈良県本庁舎及び分庁舎

５　入札方法

入札は、１月当たりの委託金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる⑴から⑷までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者で、営業種目Ｑ２電算業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟１階）

電話番号（代表）　０７４２－２２－１１０１　内線４７１８

⑶　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

⑷　この公告に示した役務と同等の役務を提供した実績があることを証明できる者であって、かつ、この公告に示した役務の規格に合致した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

第３　入札書の提出場所等

１　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県総務部情報システム課行政情報推進係（奈良県庁情報管理棟１階）

電話番号（代表）　０７４２－２２－１１０１　内線２６６７

２　入札説明書の交付期間

平成２４年２月１７日（金）から同年３月１３日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）

３　入札説明会の開催

実施しません。

４　入開札の場所等

⑴　場所

奈良県情報システム課会議室（奈良県庁情報管理棟１階）

⑵　日時

平成２４年３月２８日（水）　午前１０時３０分

５　郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「運用支援等業務委託に係る入札書」と朱書して、平成２４年３月２７日（

火）までに１に示す場所に到着するようにしてください。

第４　その他

１　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

２　入札保証金

免除します。

３　契約保証金

奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条に定めるところによります。

４　入札者に要求される事項

⑴　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第２の⑷に関し、適合規格承認申請をするとともに、調達役務と同等の役務の提供に係る契約履行実績報告書又は契約履行実績証明書を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、平成２４年３月１６日（金）までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

⑵　⑴の提出書類等に基づき第２の⑷の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。

⑶　入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

⑷　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

５　入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第７条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

６　契約書作成の要否

要します。

７　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

８　調達手続の停止等

⑴　この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行う場合があります。

⑵　この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

９　手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す適合規格承認申請の手続が必要です。）

10　契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

⑴　落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

⑵　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑶　落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑷　落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑸　⑶及び⑷に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑹　この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が⑴から⑸までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑺　この契約に係る下請契約等に当たって、⑴から⑸までのいずれかに該当する者

をその相手方としていた場合（⑹に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11　契約の解除

契約締結後、契約者について10の⑴から⑺までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の⑴、⑶、⑷及び⑸中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12　その他

詳細は、入札説明書によります。

第５　Summary

１　Nature and quantity of the services to be procured: Consignment of business activities like operation support etc.

２　Time Limit of Tender(by hand): March 28, 2012 10:30 a.m.

３　Time Limit of Tender(by mail): March 27, 2012

４　Contact point for the notice: Nara Prefectural Government, Information System Division, General Affairs Department
1st floor, Information Management Building
[Nara Prefectural Government Office] 30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
TEL 0742-22-1101(extension 2667)